

経 済 産 業 省

2014年  
平成 26年 4月 9日

スマートグリッドホーム株式会社  
三宅 邦夫 殿

九州経済産業局

10kW以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第2項に基づき、再生可能エネルギー発電設備の認定をしたので、下記のとおり通知する。

記

設 置 者 名	スマートグリッドホーム株式会社
代 表 者 名	三宅 邦夫
設 備 名 称	
設 備 所 在 地	大分県国東市安岐町下原72-18
発 電 設 備 区 分	太陽光発電設備（10kW以上）
設 備 I D	A953246H44
発 電 出 力	49.0kW → 49.0kW
認 定 日	平成 26年 4月 9日
備 考	「地方税法第七十二条の四に規定する法人」の該当性：該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <input checked="" type="checkbox"/>

※1 電気事業者との契約手続にはこちらの認定書が必要になりますので、電気事業者の申込受付窓口等の契約手続の際は忘れなくお持ち下さい。

※2 太陽光発電パネルの増設などに伴い発電出力が変更される場合や設置者（電気事業者との契約名義）などが変わる場合には軽微変更届出が必要になります。再エネ設備管理システムホームページ(<http://www.fit.go.jp>)の操作マニュアル等に入力方法等が掲載されておりますので、ご覧下さい。

※3 運転開始後1ヶ月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則様式第7の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用平報を認定を受けた各地方経済産業局へ提出してください。様式は資源エネルギー庁ホームページ(<http://www.enecho.meti.go.jp/sa/enr/index.html>)からダウンロードすることができます。なお、期限を過ぎても提出の確認ができない場合は確認の連絡を致します。また、虚偽の報告をしたことが判明した場合は認定の取り消しもあり得る点御留意下さい。

スマートグリッドホーム株式会社  
三宅 邦夫 殿

送付 = (申付) (IPZA)

九州経済産業局

10kW以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第2項に基づき、再生可能エネルギー発電設備の認定をしたので、下記のとおり通知する。

記

設置者名	スマートグリッドホーム株式会社
代表者名	三宅 邦夫
設備名称	国東市安岐町下原72-1
設備所在地	大分県国東市安岐町下原72- (番地未確定) 72-18
発電設備区分	太陽光発電設備 (10kW以上)
設備ID	A953247H44
発電出力	49.0kW
認定日	平成 26年 4月 9日
備考	「地方税法第七十二条の四に規定する法人」の該当性：該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <input checked="" type="checkbox"/>

- ※1 電気事業者との契約手続にはこちらの認定書が必要になりますので、電気事業者の申込受付窓口等での契約手続の際は忘れなくお持ち下さい。
- ※2 太陽光発電パネルの増設などに伴い発電出力が変更される場合や設置者（電気事業者との契約名義）などが変わる場合には、軽微変更届出が必要になります。再エネ設備管理システムホームページ (<http://www.fit.go.jp>) の操作マニュアル等に入力方法等が掲載されておりますので、ご覧下さい。
- ※3 運転開始後1ヶ月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則様式第7の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報を認定を受けた各地方経済産業局へ提出してください。様式は資源エネルギー庁ホームページ (<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/index.html>) からダウンロードすることができます。なお、期限を過ぎても提出の確認ができない場合は確認の連絡を致します。また、虚偽の報告をしたことが判明した場合は認定の取り消しもあり得る点御留意下さい。

5570  
028 2/0 IPZA

経 済 産 業 省

平成 26年 4月 9日

スマートグリッドホーム株式会社  
三宅 邦夫 殿

九州経済産業局

10kW 以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 6 条第 2 項に基づき、再生可能エネルギー発電設備の認定をしたので、下記のとおり通知する。

記

設 置 者 名	スマートグリッドホーム株式会社
代 表 者 名	三宅 邦夫
設 備 名 称	国東市安岐町下原 7 2 - 2
設 備 所 在 地	大分県国東市安岐町下原 7 2 - (番地未確定) 72-17 2F
発 電 設 備 区 分	太陽光発電設備 (10 kW以上)
設 備 I D	A953248H44
発 電 出 力	49.0kW
認 定 日	平成 26年 4月 9日
備 考	「地方税法第七十二条の四に規定する法人」の該当性：該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <input checked="" type="checkbox"/>

- ※ 1 電気事業者との契約手続にはこちらの認定書が必要になりますので、電気事業者の申込受付窓口等での契約手続の際は忘れなくお持ち下さい。
- ※ 2 太陽光発電パネルの増設などに伴い発電出力が変更される場合や設置者（電気事業者との契約名義）などが変わる場合には、軽微変更届出が必要になります。再エネ設備管理システムホームページ (<http://www.fit.go.jp/>) の操作マニュアル等に入力方法等が掲載されておりますので、ご覧下さい。
- ※ 3 運転開始後 1 ヶ月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則様式第 7 の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報を認定を受けた各地方経済産業局へ提出してください。様式は資源エネルギー庁ホームページ (<http://www.enecho.meti.go.jp/saifene/index.html>) からダウンロードすることができます。なお、期限を過ぎても提出の確認ができた場合は確認の連絡を致します。また、虚偽の報告をしたことが判明した場合は認定の取り消しもあり得る点御留意下さい。

# 経 済 産 業 省

平成 26年 4月 9日

スマートグリッドホーム株式会社  
三宅 邦夫 殿

九州経済産業局

## 10kW以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第2項に基づき、再生可能エネルギー発電設備の認定をしたので、下記のとおり通知する。

### 記

設置者名	スマートグリッドホーム株式会社
代表者名	三宅 邦夫
設備名称	国東市安岐町下原72-3
設備所在地	大分県国東市安岐町下原72- (番地未確定) 169-1
発電設備区分	太陽光発電設備 (10kW以上)
設備ID	A953249H44
発電出力	49.0kW
認定日	平成26年4月9日
備考	「地方税法第七十二条の四に規定する法人」の該当性：該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <input checked="" type="checkbox"/>

※1 電気事業者との契約手続にはこちらの認定書が必要になりますので、電気事業者の申込受付窓口等での契約手続の際は忘れなくお持ち下さい。

※2 太陽光発電パネルの増設などに伴い発電出力が変更される場合や設置者（電気事業者との契約名義）などが変わる場合には軽微変更届出が必要になります。再エネ設備管理システムホームページ (<http://www.fil.go.jp>) の操作マニュアル等に入力方法等が掲載されておりますので、ご覧下さい。

※3 運転開始後1ヶ月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則様式第7の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報を認定を受けた各地方経済産業局へ提出してください。様式は資源エネルギー庁ホームページ (<http://www.enecho.meti.go.jp/suicene/index.html>) からダウンロードすることができます。なお、期限を過ぎても提出の確認ができない場合は確認の連絡を致します。また、虚偽の報告をしたことが判明した場合は認定の取り消しもあり得る点御留意下さい。

# 経 済 産 業 省

平成 26年 4月 9日

スマートグリッドホーム株式会社  
三宅 邦夫 殿

九州経済産業局

## 10kW以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第2項に基づき、再生可能エネルギー発電設備の認定をしたので、下記のとおり通知する。

### 記

設置者名	スマートグリッドホーム株式会社
代表者名	三宅 邦夫
設備名称	国東市安岐町下原72-4
設備所在地	大分県国東市安岐町下原72- (番地未確定) 172-1A
発電設備区分	太陽光発電設備 (10kW以上)
設備ID	A953250H44
発電出力	49.0kW
認定日	平成 26年 4月 9日
備考	「地方税法第七十二条の四に規定する法人」の該当性：該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <input checked="" type="checkbox"/>

※1 電気事業者との契約手続にはこちらの認定書が必要になりますので、電気事業者の申込受付窓口等での契約手続の際は忘れなくお持ち下さい。

※2 太陽光発電パネルの増設などに伴い発電出力が変更される場合や設置者（電気事業者との契約名義）などが変わる場合には軽微変更届出が必要になります。再エネ設備管理システムホームページ (<http://www.fit.go.jp>) の操作マニュアル等に入力方法等が掲載されていますので、ご覧下さい。

※3 運転開始後1ヶ月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則様式第7の再生可能エネルギー発電設備設備・運転費用年報を認定を受けた各地方経済産業局へ提出してください。様式は資源エネルギー庁ホームページ (<http://www.enecho.meti.go.jp/safene/index.html>) からダウンロードすることができます。なお、期限を過ぎても提出の確認ができない場合は確認の連絡を致します。また、虚偽の報告をしたことが判明した場合は認定の取り消しもあり得る点御留意下さい。

# 経 済 産 業 省

平成 26年 4月 9日

スマートグリッドホーム株式会社  
三宅 邦夫 殿

九州経済産業局

## 10kW以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第2項に基づき、再生可能エネルギー発電設備の認定をしたので、下記のとおり通知する。

### 記

設置者名	スマートグリッドホーム株式会社
代表者名	三宅 邦夫
設備名称	国東市安岐町下原72-5
設備所在地	大分県国東市安岐町下原72-（番地未確定）
発電設備区分	太陽光発電設備（10kW以上）
設備ID	A953251H44
発電出力	49.0kW
認定日	平成26年4月9日
備考	「地方税法第七十二条の四に規定する法人」の該当性：該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <input checked="" type="checkbox"/>

※1 電気事業者との契約手続にはこちらの認定書が必要になりますので、電気事業者の申込受付窓口等での契約手続の際は忘れなくお持ち下さい。

※2 太陽光発電パネルの増設などに伴い発電出力が変更される場合や設置者（電気事業者との契約名義）などが変わる場合には軽微変更届出が必要になります。再エネ設備管理システムホームページ（<http://www.fsl.go.jp>）の操作マニュアル等に入力方法等が掲載されておりますので、ご覧下さい。

※3 運転開始後1ヶ月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則様式第7の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報を認定を受けた各地方経済産業局へ提出してください。様式は資源エネルギー庁ホームページ（<http://www.enecho.meti.go.jp/saiehc/index.html>）からダウンロードすることができます。なお、期限を過ぎても提出の確認ができない場合は確認の連絡を致します。また、虚偽の報告をしたことが判明した場合は認定の取り消しもあり得る点御留意下さい。

# 経 済 産 業 省

平成 26年 4月 9日

スマートグリッドホーム株式会社  
三宅 邦夫 殿

九州経済産業局

## 10kW以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第2項に基づき、再生可能エネルギー発電設備の認定をしたので、下記のとおり通知する。

### 記

設置者名	スマートグリッドホーム株式会社
代表者名	三宅 邦夫
設備名称	国東市安岐町下原72-6
設備所在地	大分県国東市安岐町下原72- (番地未確定)
発電設備区分	太陽光発電設備 (10kW以上)
設備ID	A953252H44
発電出力	49.0kW
認定日	平成26年4月9日
備考	「地方税法第七十二条の四に規定する法人」の該当性：該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <input checked="" type="checkbox"/>

- ※1 電気事業者との契約手続にはこちらの認定書が必要になりますので、電気事業者の申込受付窓口等での契約手続の際は忘れなくお持ち下さい。
- ※2 太陽光発電パネルの増設などに伴い発電出力が変更される場合や設置者（電気事業者との契約名義）などが変わる場合には口頭微変更届出が必要になります。再エネ設備管理システムホームページ (<http://www.fit.go.jp/>) の操作マニュアル等に入力方法等が掲載されておりますので、ご覧下さい。
- ※3 運転開始後1ヶ月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則様式第7の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報を認定を受けた各地方経済産業局へ提出してください。様式は資源エネルギー庁ホームページ (<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/index.html>) からダウンロードすることができます。なお、期限を過ぎても提出の確認ができない場合は確認の連絡を致します。また、虚偽の報告をしたことが判明した場合は認定の取り消しもあり得る点御留意下さい。

# 経 済 産 業 省

平成 26年 4月 9日

スマートグリッドホーム株式会社  
三宅 邦夫 殿

九州経済産業局

## 10kW以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第2項に基づき、再生可能エネルギー発電設備の認定をしたので、下記のとおり通知する。

### 記

設置者名	スマートグリッドホーム株式会社
代表者名	三宅 邦夫
設備名称	国東市安岐町下原72-7
設備所在地	大分県国東市安岐町下原72-（番地未確定）
発電設備区分	太陽光発電設備（10kW以上）
設備ID	A953253H44
発電出力	49.0kW
認定日	平成26年4月9日
備考	「地方税法第七十二条の四に規定する法人」の該当性：該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <input checked="" type="checkbox"/>

※1 電気事業者との契約手続にはこちらの認定書が必要になりますので、電気事業者の申込受付窓口等での契約「締結」の際は忘れなくお持ち下さい。

※2 太陽光発電パネルの増設などに伴い発電出力が変更される場合や設置者（電気事業者との契約名義）などがある場合には軽微変更届出が必要になります。再エネ設備管理システムホームページ（<http://www.tit.go.jp>）の操作マニュアル等に入力方法等が掲載されておりますので、ご覧下さい。

※3 運転開始後1ヶ月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則様式第7の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報を認定を受けた各地方経済産業局へ提出してください。様式は資源エネルギー庁ホームページ（<http://www.enecho.meti.go.jp/a/ene/index.html>）からダウンロードすることができます。なお、期限を過ぎても提出の確認ができない場合は確認の連絡を致します。また、虚偽の報告をしたことが判明した場合は認定の取り消しもあり得る点御留意下さい。

# 経 済 産 業 省

平成 26 年 4 月 9 日

スマートグリッドホーム株式会社  
三宅 邦夫 殿

九州経済産業局

## 10kW以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第2項に基づき、再生可能エネルギー発電設備の認定をしたので、下記のとおり通知する。

### 記

設 置 者 名	スマートグリッドホーム株式会社
代 表 者 名	三宅 邦夫
設 備 名 称	国東市安岐町下原72-8
設 備 所 在 地	大分県国東市安岐町下原72-（番地未確定）
発 電 設 備 区 分	太陽光発電設備（10kW以上）
設 備 I D	A953254H44
発 電 出 力	49.0kW
認 定 日	平成 26 年 4 月 9 日
備 考	「地方税法第七十二条の四に規定する法人」の該当性：該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <input checked="" type="checkbox"/>

※1 電気事業者との契約手続にはこちらの認定書が必要になりますので、電気事業者の申込受付窓口等での契約手続の際は忘れなくお持ち下さい。

※2 太陽光発電パネルの増設などに伴い発電出力が変更される場合や設置者（電気事業者との契約名義）などが変わる場合には軽微変更届出が必要になります。再エネ設備管理システムホームページ（<http://www.fri.go.jp/>）の操作マニュアル等に入力方法等が掲載されておりますので、ご覧下さい。

※3 運転開始後1ヶ月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則様式第7の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報を認定を受けた各地方経済産業局へ提出してください。様式は資源エネルギー庁ホームページ（<http://www.enecho.meti.go.jp/saene/index.html>）からダウンロードすることができます。なお、期限を過ぎても提出の確認ができない場合は確認の連絡を致します。また、虚偽の報告をしたことが判明した場合は認定の取り消しもあり得る点御留意下さい。

# 経 済 産 業 省

平成 26年 4月 9日

スマートグリッドホーム株式会社  
三宅 邦夫 殿

九州経済産業局

## 10kW以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第2項に基づき、再生可能エネルギー発電設備の認定をしたので、下記のとおり通知する。

### 記

設 置 者 名	スマートグリッドホーム株式会社
代 表 者 名	三宅 邦夫
設 備 名 称	国東市安岐町下原72-9
設 備 所 在 地	大分県国東市安岐町下原72- (番地未確定)
発 電 設 備 区 分	太陽光発電設備 (10kW以上)
設 備 I D	A953255H44
発 電 出 力	49.0kW
認 定 日	平成 26年 4月 9日
備 考	「地方税法第七十二条の四に規定する法人」の該当性：該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <input checked="" type="checkbox"/>

- ※1 電気事業者との契約手続にはこちらの認定書が必要になりますので、電気事業者の申込受付窓口等での契約手続の際は忘れなくお持ち下さい。
- ※2 太陽光発電パネルの増設などに伴い発電出力が変更される場合や設置者（電気事業者との契約名義）などがある場合に口頭変更届出が必要になります。再生設備管理システムホームページ (<http://www.fll.go.jp>) の操作マニュアル等に入力方法等が掲載されておりますので、ご覧下さい。
- ※3 運転開始後1ヶ月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則様式第7の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報を認定を受けた各地方経済産業局へ提出してください。様式は資源エネルギー庁ホームページ (<http://www.enecho.meti.go.jp/suieho/index.html>) からダウンロードすることができます。なお、期限を過ぎても提出の確認ができない場合は確認の連絡を致します。また、虚偽の報告をしたことが判明した場合は認定の取り消しもあり得る点御留意下さい。